

表示 番号	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	平成30年9月1日	存続 期間	平成30年9月1日 から 平成35年8月31日 まで	1	左記のとおり漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	定置漁業					
	主な漁獲物	ぶり					
	漁業の時期	1月1日から12月31日まで					
	制 限 又は 条 件	な し					
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		
順 位 番 号	事 項		順 位 番 号	事 項		順 位 番 号	事 項
1	豊岡市竹野町竹野163番地 有限会社 松正漁業 のため漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日						
海 区	但馬海区	免許番号	定 第601号		摘 要		

免許番号 定第601号

漁場の位置 豊岡市竹野町田久日地先

漁場の区域 次の点のうちア、ウ、エ、イ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

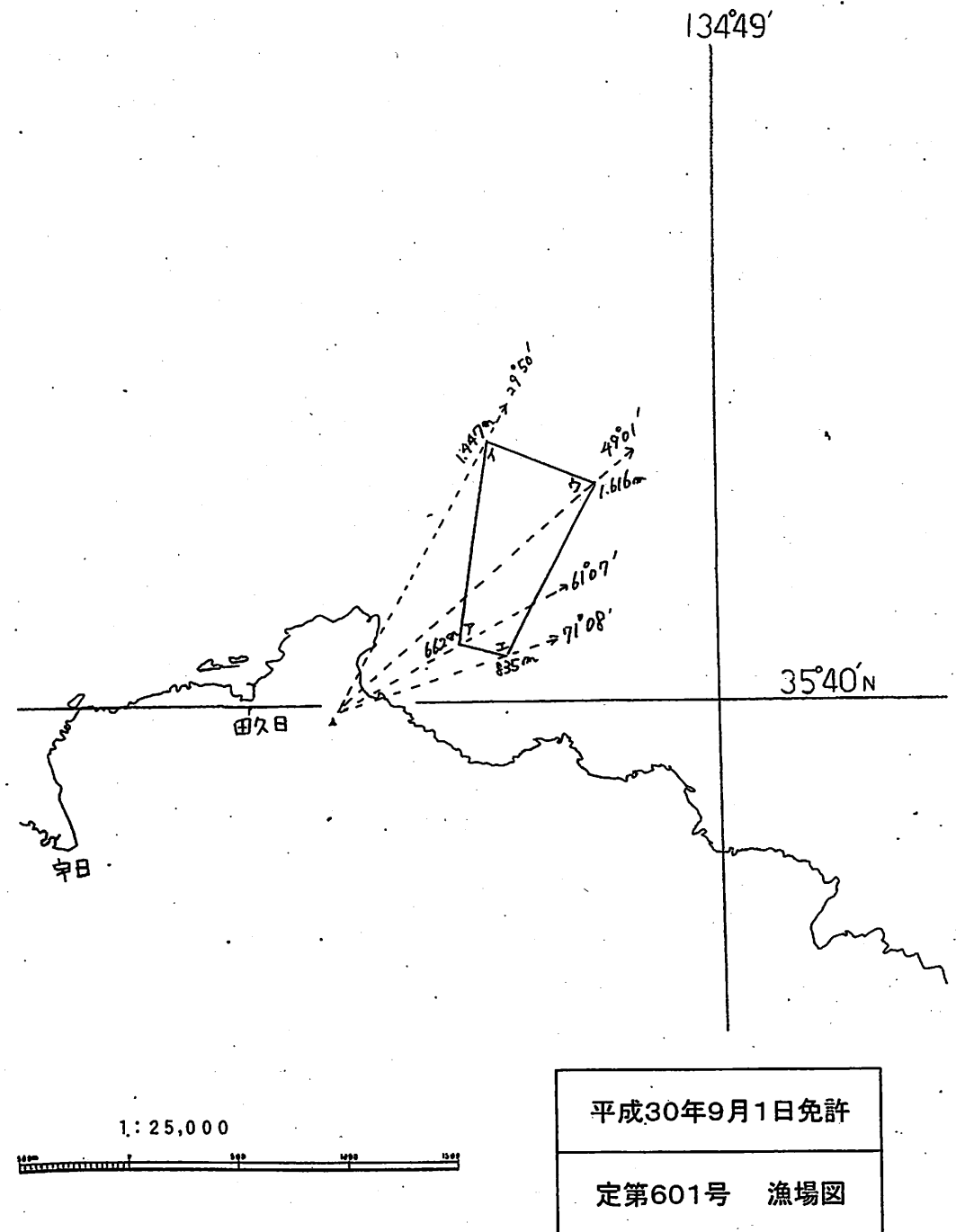
点の位置 A 豊岡市竹野町田久日字才の神294番地の水準点

ア Aから61度7分662メートルの点(35度40.12分、134度48.23分)

イ Aから29度50分1,447メートルの点(35度40.62分、134度48.32分)

ウ Aから49度1分1,616メートルの点(35度40.52分、134度48.65分)

エ Aから71度8分835メートルの点(35度40.08分、134度48.37分)



表示 番号	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	平成30年9月1日	存続 期間	平成30年9月1日 から 平成35年8月31日 まで	1	左記のとおり漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	定置漁業					
	主な漁獲物	ぶり					
	漁業の時期	1月1日から12月31日まで					
	制 限 又は 条 件	な し					
漁 業 権 区			先 取 特 権 区			抵 当 権 区	
順 位 番 号	事 項		順 位 番 号	事 項		順 位 番 号	事 項
1	豊岡市竹野町竹野163番地 有限会社 松正漁業 のため漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日						
海区	但馬海区	免許番号	定 第602号		摘 要		

免許番号 定第602号

漁場の位置 豊岡市竹野町田久日地先

漁場の区域 次の点のうちア、ウ、エ、イ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

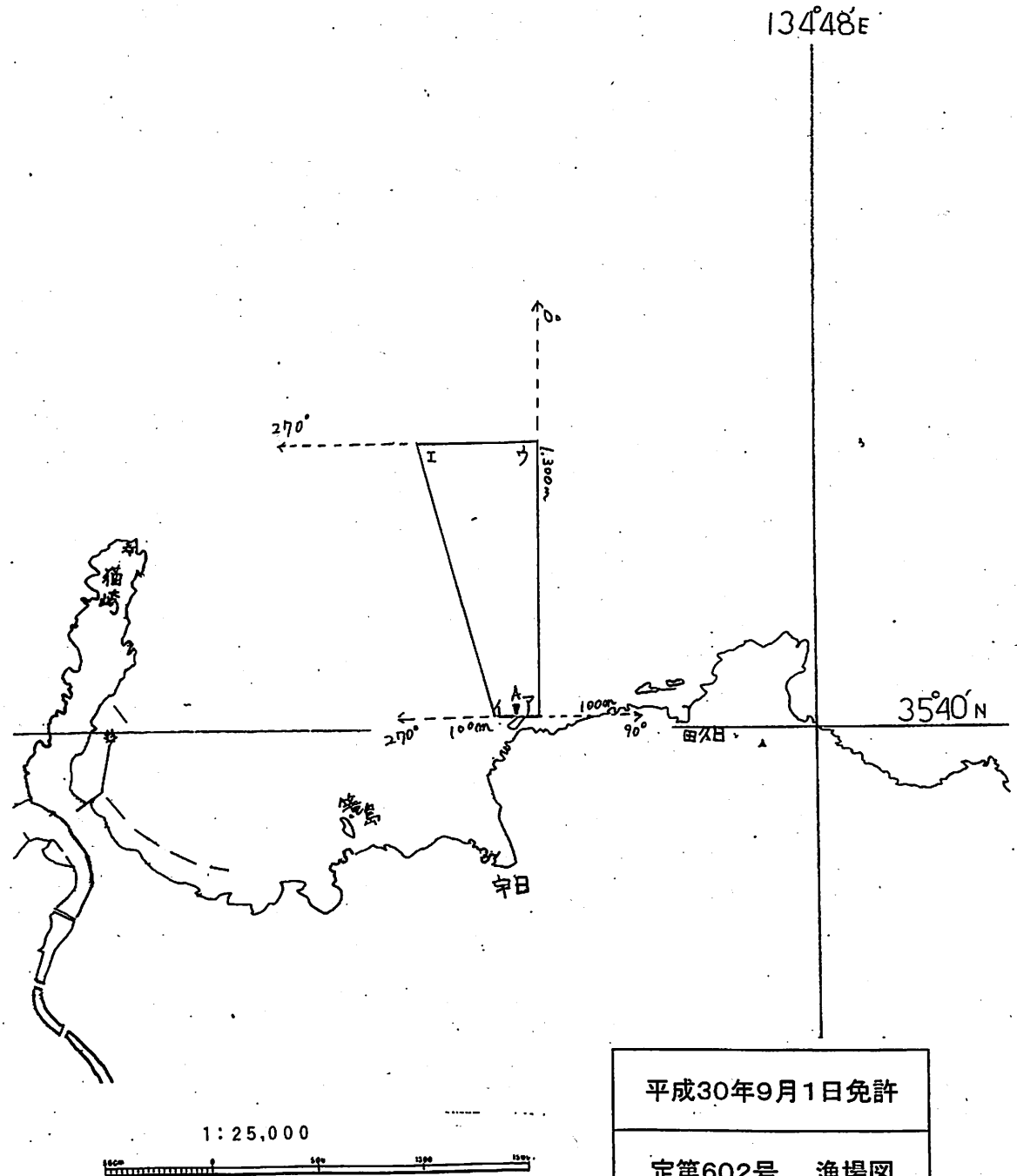
点の位置 A 豊岡市竹野町田久日イソジ地先冠島先端

ア Aから90度100メートルの点(35度40.06分、134度47.10分)

イ Aから270度100メートルの点(35度40.06分、134度46.96分)

ウ アから0度1,300メートルの点(35度40.77分、134度47.10分)

エ ウから270度600メートルの点(35度40.77分、134度46.70分)



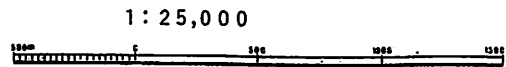
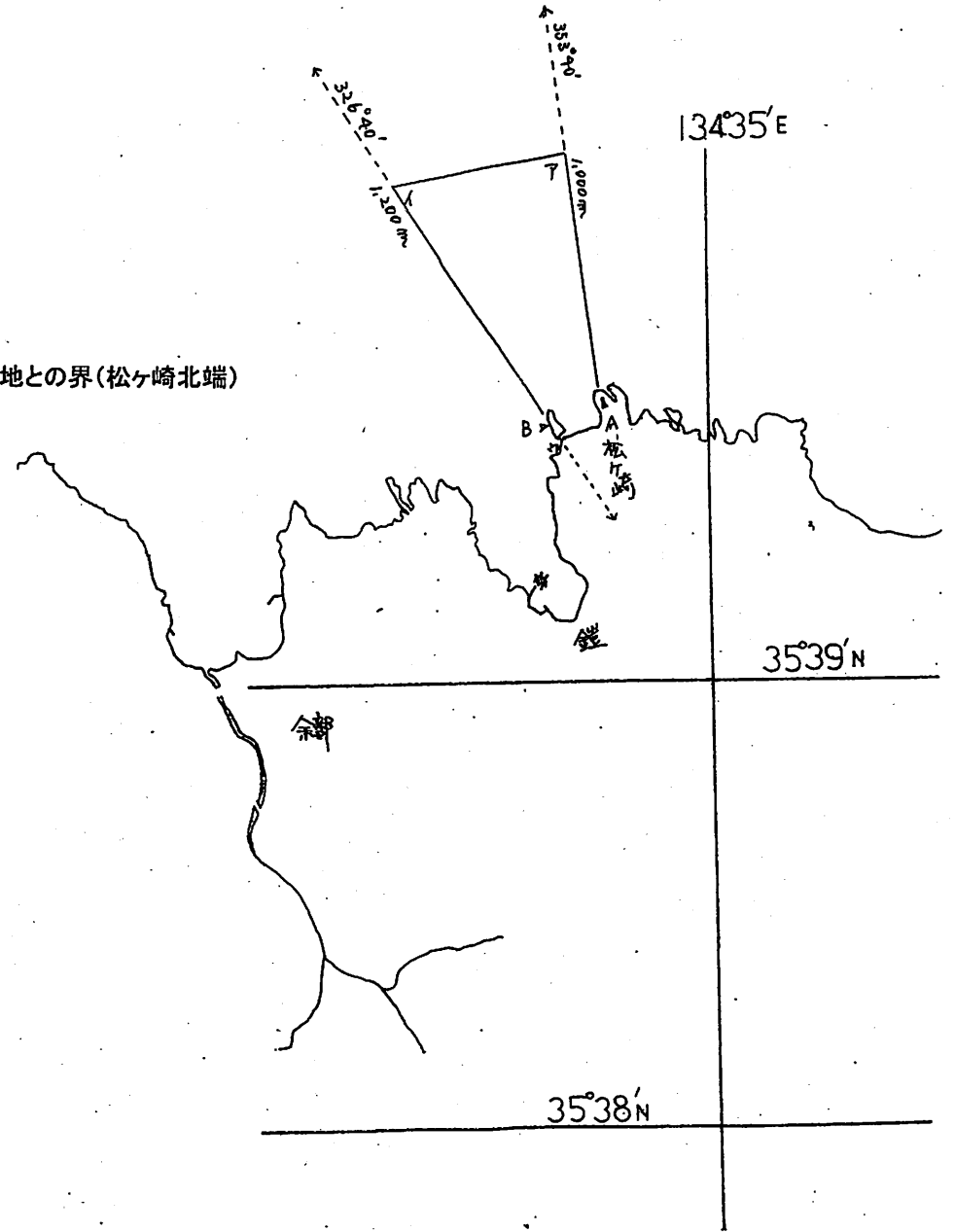
表示 番号	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	平成30年9月1日	存続 期間	平成30年9月1日 から 平成35年8月31日 まで	1	左記のとおり漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	定置漁業					
	主な漁獲物	ぶり					
	漁業の時期	1月1日から12月31日まで					
	制 限 又は 条 件	な し					
漁 業 権 区			先 取 特 権 区			抵 当 権 区	
順 位 番 号	事 項		順 位 番 号	事 項		順 位 番 号	事 項
1	美方郡香美町香住区鑑374番地の1 餘部漁業生産組合 のため漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日						
海 区	但馬海区	免許番号	定 第603号		摘 要		

免許番号 定第603号

漁場の位置 美方郡香美町香住区鑑地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ、B及びウを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 美方郡香美町香住区下浜字水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界(松ヶ崎北端)
 - B 美方郡香美町香住区鑑地先マドカケ島頂上
 - ア Aから353度40分1,000メートルの点(35度40.18分、134度34.62分)
 - イ Bから326度40分1,200メートルの点(35度40.15分、134度34.13分)
 - ウ イからBを見通す線と対岸との交点



平成30年9月1日免許
定第603号 漁場図

表示 番号	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	平成30年9月1日	存続 期間	平成30年9月1日 から 平成35年8月31日 まで	1	左記のとおり漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	定置漁業						
	主な漁獲物	ぶり						
	漁業の時期	1月1日から12月31日まで						
	制 限 又は 条 件	な し						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区			抵 当 権 区		
順 位 番 号	事 項		順 位 番 号	事 項		順 位 番 号	事 項	
1	美方郡香美町香住区鑑374番地の1 餘部漁業生産組合 のため漁業権の設定の登録をする。 平成30年9月1日							
海 区	但馬海区	免許番号	定 第604号		摘 要			

免許番号 定第604号

漁場の位置 美方郡香美町香住区余部地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ、B及びウを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

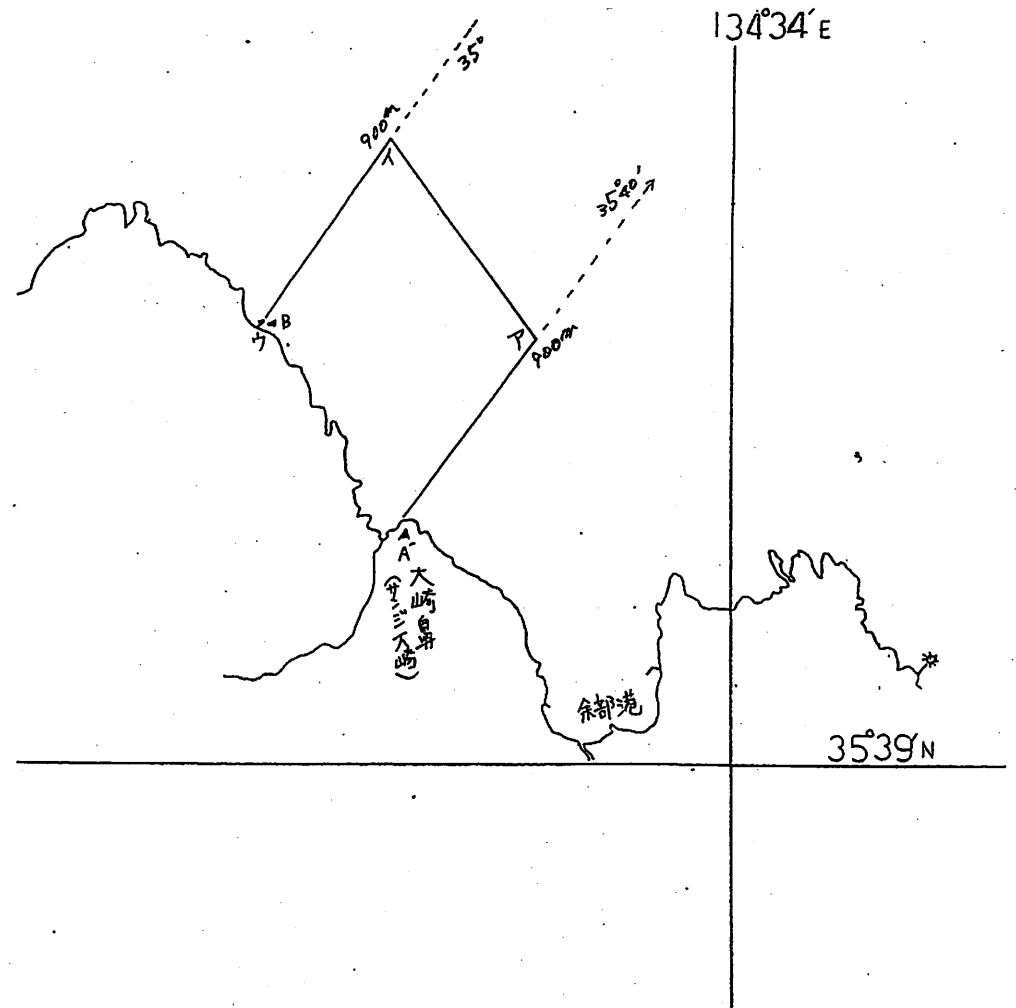
点の位置 A 美方郡香美町香住区余部大崎鼻北端

B 美方郡香美町香住区余部字御崎地先黒島頂上

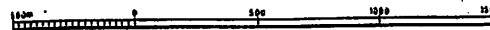
ア Aから35度40分900メートルの点(35度39.92分、134度33.46分)

イ Bから35度900メートルの点(35度40.30分、134度33.13分)

ウ イからBを見通す線と対岸との交点



1:25,000



平成30年9月1日免許

定第604号 漁場図

公示 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
定 第 605 号	定 置 漁 業	ぶり定置網漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町釜屋地先	-	有限会社釜屋大敷
				漁場の区域		
				次の点A、ア、イ、B及びウを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
				点の位置		
				A 美方郡新温泉町釜屋漁港中突堤先端の電柱		
				B 美方郡新温泉町釜屋字長イソ地先黒島頂上		
				ア Aから353度40分1,700メートルの点(35度38.03分、134度24.67分)		
				イ Bから353度40分1,650メートルの点(35度38.01分、134度24.27分)		
				ウ イからBを見通す線と対岸との交点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成30年8月31日まで
付 記